

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月20日(月)午前8時58分から11時03分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長		21番委員	宮ノ原	修	
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員	
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員	
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員	
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員	
	18番委員	19番委員			

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

11番委員 12番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

議案第7号「別段の面積(下限面積)」の決定について

議案第8号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 58分

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
本日は、20番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は19名で、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
11番委員と12番委員に、お願いをいたします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告1番2番3番について、報告を求めます。

事務局 報告1 「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料の1～6ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が21件、
農地法第3条の解約が1件ありましたので、ご報告いたします。

議 長 続いて2番

事務局 報告第2号 農業用生産施設届について、整理番号1番、2番につきまして、去る6日に事務局で現地調査を行ない両案件とも農業用倉庫での届け出でありますので、併せてご報告申し上げます。
整理番号1番の申請者は伊佐市大口針持、自治会田原に居住されております。OHさん81歳であります。申請地は伊佐市大口針持の畑で地積は1205㎡のうち、花木温室20㎡であり自宅敷地内の当該農地に平成3年頃建築したとのことで、始末書添付の届け出となっております。
整理番号2番の申請者は伊佐市菱刈川北、自治会、築地下に居住されておりますNHさん67歳であります。申請地は伊佐市菱刈川北の田で地積は749㎡うち農業用倉庫199㎡であります。Nさんは、水田110,010㎡ 畑35,237㎡ 計145,247㎡、生産牛を49頭飼育しております。農機具の増台に伴い倉庫が手狭になったため届出をせずに農機具倉庫を建築してしまい今回、始末書添付での届出であります。両案件とも農地法施行規則第32条第1号（農地の転用の制限の例外）に基づく農業用施設の届け出であります。今回申請は面積が2

		<p>00㎡以下ですが、もし今後、更に増築し200㎡を超える場合は事前に転用申請するように指導及び本人確認はしてあります。</p> <p>調査の結果、適切な届出であると思われまことをご報告いたします。</p>
議 長		<p>次、3号お願いします。</p>
事 務 局		<p>報告第3号 農地利用目的変更届につきまして去る6日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>整理番号1番の申請者は伊佐市大口堂崎に居住されておりますSMさん62歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口堂崎 外1筆の田で、地積は合計1,061㎡であります。場所は羽月保育園北側に位置し現況は田として管理してあります。</p> <p>当該農地は国道から2m程低く天水田及び日照条件も悪く農作物も育ちにくく収穫量も見込めない事等により今回、川内川河川改修に伴い捨土を利用し埋め立てを行い畑として野菜及び飼料等を耕作したいとのことでした。今後、田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても許可相当であると思われまことを報告いたします。</p> <p>以上のような理由により、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。</p>
議 長		<p>報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん質問はありませんか。</p>
	16番委員	
16番委員		<p>報告第3号ですがSMさん。1,061㎡ですが、この敷地に、SMさんの地図を見ると埋め立てから半分南側になっている。宝島の下の方が他の人の名義なのですがそこも一緒に埋めるのですか。</p>
議 長		事務局
事 務 局		<p>利用目的変更がMさんという土地なのですが、今年1月か2月はっきりしないが、利用目的変更でMさんが先に申請して、受理通知は出しております。全部埋まるということになります。</p>

議 長 よろしいですか質問ないですね。
質問がないということですので議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、「経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意見決
定のうち所有権移転分について説明いたします。

7ページをお開きください。

整理番号1番から2番につきまして、あっせんによる所有権移転で
す。

整理番号1番につきまして、

譲渡人は、霧島市国分にお住まいのYY氏です

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのKK氏で、年齢は63歳、自
治会は徳辺下で、経営面積は115,671㎡です。

土地の所在地は、菱刈徳辺、地目は田で、面積は2,169㎡です。

整理番号2番につきまして、

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのUY氏です

譲受人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのMH氏で、年齢は38歳、自
治会は荒田下で、経営面積は4,031㎡です。

土地の所在地は、菱刈川北字竹下3458番地1、地目は田で面積は
344㎡、同じく字3458番地2、地目は田で面積は2,625㎡で
す。

あっせん委員としまして、

整理番号1番につきましては、12番委員、17番委員に、

整理番号2番につきましては、1番委員、11番委員にお願いしまし
た。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

93-12ページの総括表をお開きください。

期間は1年から15年で、面積は、田988,387.02㎡、畑8

0, 642㎡の合計1,069,029.02㎡です。

利用権の設定をする者の数288人、設定を受ける者の数186人です。

土地の明細につきましては、8ページから93-11ページの整理番号1番から302番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。

議 長 議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長 整理番号1番、2番については、一括して担当委員の調査報告を求めます。
10番委員。

10番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について1番と2番の受人が同一ですので報告いたします。

整理番号1番について、去る4月15日に受人と一緒に調査をいたしましたので10番が報告いたします。

受人は、伊佐市菱刈市山にお住まいの、TAさん67歳、自治会は下市山です。

渡人FTさんは叔父になる関係であります。伊佐市菱刈花北に居住さ

れ自治会は花北下で年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字下水流外5筆、地目は田、面積7,490㎡であります。

受人の経営面積は19,776㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、所有権移転売買であります。

申請地の位置は、花北の農業集落排水施設の北にあたる場所でございます。受人のTAさんは増反ということで経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、航空写真が添付されております。

2番について説明させていただきます。

受人は、伊佐市菱刈市山にお住まいの、TAさん67歳、自治会は下市山です。

渡人は神奈川県相模原市に居住されているFTさんでございます。叔父になります。

申請地は伊佐市菱刈花北、田1,150㎡です。経営面積は19,776㎡で農作業従事者は2名でございます。売買で成立しております。

申請地は、大菱建設から西側に500m位の位置にある水田でございます。地目は田、面積7,490㎡であります。

受人のTAさんは増反ということで経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、航空写真、住民票が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

10番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番2番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番2番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 1番委員。
1番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について報告いたします。調査日は3月14日です。渡人NKさんは、大阪市東淀川区にお住まいです。立会人は受人のMKさんがされました。MKさん61歳、農業、自治会は徳辺上です。受人の経営面積は13,562㎡です。農作業従事者は4名です。権利関係は売買です。申請地の位置は旧徳辺保育所から北西へ約300m位の所です。東は田、西は田、南は農道と民家です。北も田です。26年の10月まで徳辺小路のMさんが耕作されていました。受人のMKさんは規模拡大という申請理由です。耕作意欲はあります。農機具はすべて完備されていました。 決定意見としまして以上の理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、3条許可申請書、航空写真、全部事項証明書が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
議	長	1番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。

3番委員。

3番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る4月13日に、申請人KMさんの父KMさん立会のもと現地調査いたしましたので3番が報告いたします。

申請人、KMさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は小水流で、年齢は60歳です。

譲渡人、KKさんは、伊佐市大口里で、自治会は小水流で、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口里字提燈水流外4筆で、地目は田、地積は合計2,957㎡と、大口里字中島外2筆、地目畑 1,796㎡であります。父から息子への贈与であります。現地はタイヨー店より南側の方向でし尿処理場の間に位置し良く管理された田んぼ並びに畑であります。

息子さんが会社勤めでありましたが、今年定年退職しこれから父の後を引き継ぎ、贈与を受けながら農業を営んでいくとのございました。農業従事者は2名で耕作者は耕作意欲はあり農機具はすべて完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございまますので、お諮りしまます。

3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しまました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めまます。

11番委員。

- 11番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る4月15日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。
- 譲受人MTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は下荒田で年齢は58歳であります。渡人MTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は下荒田で年齢は73歳です。
- 申請地は伊佐市菱刈荒田で地積は田、地積は861㎡で売買であります。
- 受人の経営面積は45,770㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は自宅から0.5km位で現況は良く管理された水田でございます。下荒田集落の中央に位置している場所でございます。経営意欲はあり農機具等は良く完備されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りま。
- 議 長 11番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということございませので、お諮りしませ。
- 11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませ。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しませ。
- 議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めませ。
5番委員。
- 5番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る4月15日 現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。
- 受人TFさん伊佐市大口宮人に居住され自治会は馬渡で年齢は82

歳であります。譲渡人IMさんは伊佐市大口鳥巢に居住され自治会は西水流で年齢は93歳であります。譲り受人は渡し人の甥にあたります。申請地は大口田代、地目は田、地積は1,024㎡であります。申請地の所在地は馬渡自治会より西の方向に400m位行った所に位置しております。

周囲の状況は北側が道路の外は山となっております。所有権移転は贈与であります。受人の経営面積は25,242㎡で取得可能な面積で農作業従事者は2名であります。経営意欲はあり農機具等は完備しております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めまます。
13委員。

13番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る4月12日KYさん立会のもと現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人、KYさん67歳は、伊佐市大口木ノ氏に居住され自治会は木ノ氏です。経営面積は25,971㎡を耕作されている園芸農家で農業従事者は本人です。申請地は大口牛尾、地目は畑、面積は1,103㎡を所有権移転贈与されます。また、渡し人のKFさん外1名は熊本県水俣市に居住されております。4・5年前までは知人に耕作をお願いして

いたがその後は荒れ地となっていたので今回、KFさんに贈与される
ことです。農機具等は自己所有されております。

以上のような理由により農地法第3条2項の各号に該当しないと思
われますので、許可相当と思われます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りま
す。

議 長 13番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を
求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について担当委員の調査報告を求めます。
4番委員。

4 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち
整理番号8番について、去る4月16日現地調査を行ないましたので4
番が報告をいたします。

申請人IHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田で、
年齢は38歳です。

渡人、ISさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田で、
年齢は91歳です。

IHさんはISさんの孫になります。申請地は、伊佐市大口曾木、地
目は田、地積は2,884㎡で贈与であります。受人の経営面積は10,
846㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で現況は良く管
理された水田です。経営意欲はあり農機具等は良く完備されておしま
す。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当し
ないと思われますので、許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りま

		す。
議	長	4番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は、許可が決定しました。
議	長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数8件について8件の許可が決定しました。
————— 議案第3号 —————		
議	長	議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更除外の申出の意見決定について提案します。
議	長	整理番号1番ついて担当委員の調査報告を求めます。
議	長	19番委員
19番委員		議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定について、整理番号1番につきまして去る4月15日申請人の代理人株式会社NのM氏の立会のもと15番委員と私19番の二人で共同調査をいたしましたので19番が報告をいたします。 申請人はいちき串木野市大里にお住まいのKM氏で年齢は40歳です。申請地の所在地は伊佐市大口曾木、地目は田、地積は218㎡で申請人の父親のK氏宅より南へ40m位に位置し現況は不耕作地になっております。周囲の状況は東から北、西と水路を挟んで農道、南側は空き家と宅地となっております。除外目的は太陽光発電の建設と計画されております。この申請は具体的転用計画があり農道と宅に囲まれた農振地域外周部のため、除外することで農地の集団化、農作業の効率化への

影響はないものと思われます。以上のような理由により二人の調査の結果除外は妥当であると判断しました。

添付書類として、航空写真、現地写真、字図、農地利用計画変更届出書、委任状、全部事項証明書、九州経済産業局の10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 19番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
19番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
17番委員。

17番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定のうち整理番号2番について、去る4月15日に、10番委員、12番委員、17番委員の3名で調査しましたので17番が報告いたします。

申請人MSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は77歳です。

申請地は菱刈徳辺字坂ノ下、地目は田で地積は1,371㎡です。現地は徳辺保育所から東へ約3kmの所に位置しております。北側と東側市道、南側は宅地、西側は農地で田となっております。申請地は今まで耕作されていましたが除外申請後、介護施設及び駐車場で転用申請をする予定で、今回、農業振興地域整備計画の一部除外の申請をしたものであります。以上のような理由により3人の委員で協議した結果、除外は妥当であると判断しました。

添付書類として、農業振興地域変更届出書、全部事項証明書、字図、航空写真等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく申しまして私の報告を終わります。

議	長	<p>17番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 17番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の 挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 17番委員。</p>
17番委員		<p>引き続き、整理番号3番について、去る4月15日、10番、12番、 17番委員3名で調査しましたので17番が報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住され、KKさんで年齢は81歳です。 自治会は徳辺千鳥自治会でございます。 申請地は菱刈徳辺坂ノ下外2筆、地目は田で地積は1,303㎡です。 現地は徳辺保育所から東へ約300mの所に位置しております。除外申 請後、介護施設及び駐車場で転用申請をする予定であります。北側と東 側市道、南側は宅地、西側は農地で田となっております。以上のような 理由により3人の委員で協議した結果、除外はやむを得ず妥当であると 判断しました。 添付書類として、全部事項証明書、字図、現地写真、農業振興地域の 事項申出書が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終りま す。</p>
議	長	<p>17番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 17番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の 挙手を求めます。 (全員挙手)</p>

- 議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は意見が決定しました。
- 議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更除外の申出の意見決定
について申請件数3件について、3件の意見が決定しました。
- 議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更編入の申出の意見決定
について提案します。
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
14番委員。
- 14番委員 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更編入の申出の意見決定
について、整理番号1番について、去る4月15日に、立会者不在のもと
1番委員、11番委員、14番委員の3人で共同調査をいたしましたの
で14番委員が報告します。
申請人はMK氏で住所は伊佐市菱刈下手ですすでに死亡されています。
申出者のMKさんは息子さんになります。東京都葛飾区柴又に居住され
ております。申請地の所在地は伊佐市菱刈下手、地目は田、地積が61
1㎡であります。申請地の位置は給食センターから南に約300m程の
所に位置しており現況は田であります。申請地の北側、南側、東側は田
で西側は農道を挟んでおります。編入目的は農用地として有効に利用し
たいため農用地編入するものです。
添付書類として、集成図、航空写真、農用地利用計画書変更申出書、
全部事項証明書すべてそろっております。農用地区域への編入は問題な
いと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いま
す。
- 議 長 14番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号14番の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委
員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。

		よって整理番号1番は、14番委員の報告のとおり意見が決定しました。
議 長		整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 6番委員。
6 番 委 員		議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更編入の申出の意見決定について、整理番号2番について、去る4月15日に、申請人の代理人で息子さんの立会者のもと5番委員、21番委員、6番委員の3人で共同調査をいたしましたので3番委員が報告します。 申請人は伊佐市大口宮人にお住まいのISさん64歳でございます。自治会は宮人です。申請地の所在地は大口宮人、地目は畑で面積224㎡と同じく○、地目は畑で面積853㎡、同じく○、地目は田で面積2,165㎡、計田1筆、畑2筆3,242㎡であります。 現況は良く整備された畑、田であり編入の目的としまして畜産生産牛、現在30頭を飼育しておりますが、経営規模拡大のために50頭に経営拡大を行う予定であります。国庫事業を活用して当申請地に牛舎を整備する予定のためであります。 外に自宅周辺は今回の3筆を含め6,109㎡が振興地域となります。 添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、農用地利用計画変更の現地写真等があります。3人で協議の結果問題ないとなりましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いします。
議 長		6番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
議 長		(16番委員挙手あり) 16番委員
1 6 番 委 員		農地が飛んでいても農業振興地域内にいれてもいいのですか。
事 務 局		農政課が農業の集積をもっている地域を設定するわけです。 3年程度で見直しする時そこが原野化していたりすれば、見直しの時点で一括して外すことができます。 基本的にはそこが農地として機能しているということになります。
事 務 局		委員さんに調査してもらうこの目的は、その農地を除外した時に周

		<p>りの農地にどういふ影響があるかがメインです。</p> <p>今度は組み込むというときはそこが集積されていないと組み込めない。飛んでいる所を農振に組み込むことは基本有りえないということになります。</p>
議	長	<p>6番委員の調査報告のとおり意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、6番委員の報告のとおり意見が決定しました。</p>
議	長	<p>議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更編入について、2件の申請で2件の意見が決定しました。</p>
議	長	<p>議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更用途区分変更について提案します。</p>
議	長	<p>整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>15番委員</p>
15番委員		<p>議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更用途区分変更申出の意見決定のうち整理番号1番につきまして、去る4月15日、20番委員、T行政書士、申請者の娘さん、と15番委員で共同調査を実施いたしましたので報告します。</p> <p>申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのOK氏63歳でございます。所在地が菱刈荒田、地目田1,022㎡で、用途変更は牛舎に転用する予定でございます。</p> <p>調査内容でございますが、申請地は本城・針持線の県道の本城小学校より約2kmの針持川の道路沿いに位置しており、現況は水田で湿田で天水田でございます。周囲の状況は申請地の北は道路、南は雑種地、東は水田及び雑種地、西はO氏所有の牛舎へ隣接しております。</p> <p>また、おって4条申請を出される予定でございます。</p> <p>添付書類として、字図、農用地利用変更申出書、委任状、全部事項証明書等が添付されており、共同調査の結果、申請については申請どおり許可相当と思われまふ。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。</p>

議	長	<p>15番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 15番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の 挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番は、報告のとおり意見が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>9番委員</p>
9番委員		<p>議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更用途区分変更申出の意見決定について整理番号2番につきまして、去る4月15日、申請人MSさん立会のもと2番委員、9番委員で共同調査をいたしましたので9番が報告します。</p> <p>申請人MSさんは伊佐市小木原に居住され年齢は33歳です。申請地の所在地は伊佐市大口小木原で地目は畑で地積は1,796㎡です。申請地は下牛尾自治会の集会所より北へ1km位の所に位置し、北側は宅地、西側は道路を挟んで田、南側は申請人の住宅東側は牛舎となっております。周囲の住宅地には承諾を頂いて印鑑も頂いてあるとのことでした。今回、申請人MSさんは畜産生産牛の規模拡大を行うために国庫補助事業を活用して当申請地に牛舎を建てるとのことです。</p> <p>添付書類として、航空写真、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、牛舎の平面図、立面図、断面図、現地写真、字図等が添付されており、調査の結果、この申請については調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>9番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p>

9 番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、報告のとおり意見が決定しました。

議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更用途区分変更申出の意見決定について
申請件数2件について、意見2件が決定しました。

議案第4号

議 長 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。

11番委員

11番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号1番について、去る4月15日、1番委員と14番委員と11番委員で申請人NH氏立会のもと共同調査をしましたので11番が報告いたします。

申請人NHさんは伊佐市菱刈川北に居住し農業をされております。年齢は68歳で自治会は築地下であります。申請地の所在地は伊佐市川北で地目は畑で地積は1,097㎡であります。農地区分は第2種でその他の農地となっております。転用目的は牛舎であります。申請地の所在地は築木地交差点より西川に300mは入った所の右側の住宅敷地内の西側であります。現況は畜舎であります。申請人は生産牛酪農を行っている方です。申請地は十数年前より牛舎を建築し現在にいたっている状況でございます。

今回、隣接地に農業用倉庫を建てることになり、申請を行おうとしたところ、この申請地が転用がなされていないことが指摘されたので、始末書添付での申請を行うものであります。

周囲に与える影響は無いと思われまます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、事業計画書、

被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が揃っており、始末書も添付してございます。調査の結果、3名の調査委員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願いいたします。

議 長 1 1 番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 1 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。

1 8 番委員

1 8 番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号2番について、去る4月15日、8番委員と13番委員と18番委員で申請人DH氏立会のもと共同調査をいたしましたので18番が報告いたします。

申請人DHさんは伊佐市大口青木に居住し専業農業で年齢は51歳で自治会は下青木であります。申請地は伊佐市大口青木字上り建外1筆で自宅の土地につながっている土地であり地目は畑で現況は農業用の資材置き場と簡易な倉庫になっております。地積は2筆で1,769㎡であります。

農地区分は第2種でその他の農地となっております。申請地の所在地は北さつま農協東支所から西へ100m位に位置し、東は畑、西側は自宅、南は市道、北は自宅の土地であります。

数年前申請者の父が亡くなられ、申請者が後を継ぎ、農業をされておりますが、相続の手続きで一部無断転用に気づき申請に至ったということであります。

父の時代に経営規模が大きくなり、農機具が増え、小菜園にそのまま

トラクターなど農業用の資材を置いてしまって、農地として使わなくなった。というのが進んできており畑として使う事がないと、現況をみても農業用資材があるし、管理機など色んなものが置いてあり、今後そういう使い方になってしまわざるを得ないと見ました。

始末書をはじめ被害防除計画書、汚水処理確約書など添付書類は揃っております。

調査の結果、3人の調査委員の意見において、やむを得ないと判断しましたが、皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 18番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、18番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。

3番委員

3 番 委 員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号3番について、去る4月15日、申請人UMさんの母、立会のもと16番、20番で現地調査を行いましたので3番が報告いたします。

申請人UMさんは大口木ノ氏に居住され、自治会は木ノ氏で年齢は53歳であります。

申請地の所在地は伊佐市大口鳥巢で地目は畑、地積は195㎡であります。農地区分は第1種集団性のある農地となっており、転用目的は通路であります。申請地の所在地は鳥巢上と園田自治会との境で朝日新聞の看板がございますが、その隣で、鳥巢上の集落の中心所でございます。

転用目的は通路となっておりますが、平成15年に売買によりその所の宅地、田、畑、全てを取得され、その宅地の通路としていたため、既

に通路だけは宅地になっていると思っただけで、今回、地目変更される
ものでございます。

排水等もよく整備され周囲に悪影響を及ぼすようなことは無いと思
います。添付書類として、全部事項証明書、始末書、字絵図等が添付し
てあり、調査委員で協議し許可相当としましたが、皆様方のご審議方お
願いしまして、報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に
賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しまし
た。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。

16番委員

16番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定についてのうち整理番号4番について説明をいた
します。3番が通路でございました、その奥に畑があるわけですが、今
まで畑も耕作していないということでありまして、第1種集団性のある
農地でございますが、隣に住宅、前後住宅ということで、はずれるこ
とと思っております。去る4月15日、申請人UMさんの母立会のもと
3番委員と、20番と16番委員で共同調査したので16番が報告いた
します。

申請人UM氏は建設業をされておりまして、現在、伊佐市大口木ノ氏
に居住され年齢は53歳、自治会は木ノ氏であります。申請地の所在地
は伊佐市大口鳥巣で地目は畑、地積は200㎡であります。農地区分は
第1種集団性のある農地となっており、転用目的は重機等のバケット外
付属部品或いは、プレハブ等を置くための資材置き場としての申請であ
ります。

申請地は鳥巢上公民館と園田地区の中間にありまして、鳥巢上公民館より、北に500m位に位置し、南側は宅地、通路を挟んで市道、東側は申請人の田、北側は申請人の宅地、西側は山林となっており、周囲に与える影響は無いと思われます。

添付書類として全部事項証明書、航空写真、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書が添付されておりました。調査の結果、3名の調査委員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号については、申請件数4件、意見の決定並びに許可及び諮問4件が決定しました。

議案第5号

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の報告を求めます。
8番委員

8 番 委 員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について、去る15日申請人の

代理人行政書士のSさん立会もと、8番と13番委員、18番委員で現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人は貸人がHRさん北九州市若松区に居住、借受人はNSさん66歳、伊佐市大口原田に居住されております。申請地は大口青木、地目は畑で面積は707㎡です。

西原神社東側約300mに位置し現況としましては約13本の梅の木を植えてありました。転用目的は現在、申請人が経営する共同住宅の駐車場として借りているところの一部を現在の貸人の要望により返還することになり、そのため、今回の申請地を借り駐車場として利用したいとの事であります。転用行為を妨げるような法定小作人はありません、農地区分は第2種その他の農地であります。周囲の状況は申請地の東が、空き地、南が道路を隔てて、自動車整備工場、西が住宅、北も住宅であり農地に与えるような影響はないものと思われます。計画性といましては許可が下り次第、自己資金により速やかに着工したいとのことでした。

添付書類として、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、全部事項証明書、事業計画書、資金の残高証明書、汚廃水処理確約書、行政書士Sさんへの委任状などが添付されております。

以上のようなことから農地法上問題ないものと判断いたしました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。
8番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番は、8番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

2番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員

12番委員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び

に許可及び諮問決定のうち整理番号2番について、去る4月15日申請人KTさん立会のもと10番委員、17番委員、12番委員の3人で共同調査をしましたので、12番委員が報告します。譲受人は伊佐市大口青木にお住まいのKTさんで自治会は下青木自治会であります。譲渡人は伊佐市菱刈前目にお住まいのYMさんで自治会は前目下自治会であります。本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場として利用となっております。申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺、地目は畑、地積は677㎡であります。農地区分は第2種その他の農地となっております。申請地の所在は山田温泉近くの交差点から東へ約50mに位置しており、南側は店舗となっております。東側、北側は市道、西側は竹林であり、周囲に与える影響はないと思われます。現況は平成12年頃Yさんが自動車整備工場を経営していたとき駐車場として利用されております。添付書類として土地の全部事項証明書、字図、被害防除計画、被害防除に関する誓約書、それと始末書が提出されております。

調査の結果、この申請について3名の委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

- | | | |
|------|---|--|
| 議 | 長 | 12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。) |
| 議 | 長 | なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手) |
| 議 | 長 | 全員挙手。
よって整理番号2番は、12番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。 |
| 議 | 長 | 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員 |
| 4番委員 | | 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号3番について、先月、非農地証明願いで現地調査を行い、その後、取り下げられた案件でありまして、今 |

回は現地の共同調査はせずに5条申請の報告をいたします。

譲受人は伊佐市菱刈徳辺、株式会社Tです。譲渡人は福岡県筑紫野市にお住まいのMTさんです。本申請は、所有権移転売買で転用目的は山林となっております。申請地は伊佐市大口曾木字出口外1筆で地積は3,609㎡であります。農地区分は第2種その他の農地となっております。申請地の位置は、門前田原線の市道の道路より西側に600m位入った所に位置し、周りは殆んど山林化しております。

添付書類として土地の全部事項証明書、汚廃水処理確約書、被害防除計画、始末書、会社の履歴事項全部証明書、定款などが添付してあります。

委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

4番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号3番は、4番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
1番委員

1 番 委 員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号4番について、調査の結果を報告いたします。

調査日は4月15日です。11番、14番、1番で共同調査いたしました。立会人はT氏です。申請人の母親YHさんでした。譲渡人の住所伊佐市菱刈前目で自治会は共進です。氏名YHさん58歳会社員、受人住所、菱刈前目でYRさんです。会社員28歳で、自治会は共進です。渡人と受人は親子です。申請地住所、菱刈前目、地目は畑、面積は30

4 m²です。転用目的は業務用駐車場です。

申請地の位置は菱刈中学校より北へ直線で1 km位の所です。現況は畑です。東は雑種地、西は住宅、南も住宅です。北の雑種地はYさんの所有です。現況のままトラック2台使用することです。第2種その他の農地となっておりますので、周囲におよぼす影響は何らございません。

添付書類として5条申請書、全部事項証明書、地積図、事業計画書、字図、被害防除計画、誓約書、委任状が揃っております。

3名で協議いたしました結果、許可相当と思われますので、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。
1番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、1番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員

5 番 委 員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号5番につきまして、去る、15日申請人の代理人、MTさん立会のもと、21番委員、6番委員、5番委員の3名で共同調査をいたしましたので5番委員が報告いたします。

受人MSさんは愛知県豊田市に居住し、年齢は63歳であります。渡人MTさんは伊佐市大口田代に居住し、年齢は87歳で自治会は田代であります。受人と渡人は親子であります。本申請は所有権移転で転用目的は山林として利用したいとのことです。

申請地は伊佐市大口田代、地目は畑、地積は1,174 m²であります。農地区分は第2種その他の農地となっております。申請地の所在地は、自宅の前に位置し、東と南が山林、北側道路、西側宅地であり、周囲は

全て自己所有の土地で周囲に与える影響は無いものと思われま
す。
添付書類としまして全部事項証明書、事業計画書、汚廃水処理計画書、
被害防除計画、位置図等が提出されております。
3名で協議いたしました結果、やむを得ないものと判断をいたしまし
た。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終
わります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成
の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、5番委員の調査報告のとおり意見の決定並び
に許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る申請について
申請件数5件、意見決定並びに許可及び諮問5件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か
の判断に係る決定について提案します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 耕作放棄地の農地・非農地判断について、議案書103
ページから139ページのとおり現況確認を行った結果、農地法第2条
第1項に規定する農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を
求めます。
平成26年度の農地法改正により、市町村から依頼を受けることなく、
農業委員会総会で農地・非農地判断が出来るようになりました。これに

より農業委員会は、利用状況調査でB分類と判定した農地について、再度現況確認をすることなく総会で非農地判断を行うことになりました。今回の審議の結果、農地に該当しないと判断した場合には、その所有者に対し非農地通知書を発送します。その対象地につきましては、法務局等の関係機関に非農地通知一覧表の送付を予定しております。今回の対象地は、733筆、627,974㎡であります。以上ご審議よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
議案第6号に係る農地は全て非農地として判断することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって非農地と決定しました。

議案第7号

議 長 議案第7号 別段の面積(下限面積)の決定について提案します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号 別段の面積(下限面積)の決定について
平成21年の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。
農地の売買・贈与等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに所有農地の下限面積が定められています。
下限面積要件とは経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する面積が一定以上にならないと許可は、できないとする

ものです。

なお、農地法では下限面積が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっていますので、今年度の下限面積の設定についてご審議をお願いします。

手元にお配りしてございます。県内の市町村の別段の面積の設定状況も併せてご覧ください。

議 長 毎年、下限面積の変更について図っておりますが、現状が皆さんの周りで5反分では無理がある。減らした農地の移動がスムーズに行くのではという意見等があれば、農地の集積に問題がなかったら減らしてもいいということもあるが、どうですか。

議 長 15番委員

15番委員 色々皆さん意見はあると思いますが、以前より申し上げてきたのですが、地域性ということが大事だと思います。伊佐市は農林業から離せない地域性からいって、現実的には担い手がいない、世帯数も14,000世帯を割っているという現況にあるんです。苦勞するのもあっせんで申出があった処理について苦勞しています。担い手がいない、引き受け手がいない。これが現実で、5反分にこだわっていいのかというのが私の以前からの意見です。もうちょっと門戸を広げる必要があるのではないかと、田んぼの5反分あっても収益も上がらない訳です。3反分でもやり方次第では所得に上がる作物もあると思います。こういう状況からして、下限面積を下げて門戸を広げてやって新規参入者を促すというのも、今後の伊佐の農地を守るうえからも大事じゃないかと感じています。私はそういう意見です。

議 長 今、15番委員から農地の流動化を考えた場合に下限面積を減らして流動化した方が良いのではという意見がありましたが、どうですか。

18番委員 私の経験でも、畑地ですが、5反分というのはとても作れないと、年配の夫婦でしたが、できたら下げた方が動きやすいといいような気がします。

(挙手あり)

議 長 1番委員

1 番 委 員 毎年審議しましたけれども、昨年も30アールという意見でした。
水田の30アールは飛びつきにくいですが、畑の30アールは唐芋を植えたり、ソバを植えたり管理できると。なぜ50アールなのかと言われる。
私は30アールに賛成したいと思います。

議 長 30アールでよろしいですか、30アールにすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員挙手
賛成の方が多数です。よって、議案第7号については下限面積を30アールということで決定いたしました。

————— 議案第8号 —————

議 長 議案第8号非農地証明願の内規について事務局の説明を求めます。

事 務 局 非農地事務取扱要綱、農地法と不動産登記法とありまして、法務局が現況で判断するというのがあります。農地法は4条・5条において始末書付きでしていますが、それと非農地証明願というもの受け付けておると、平成21年度の法改正で遊休地対策の関係で利用状況調査を行いなさいというのが始まり、登記は農地でも現況が農地でないところが多いため、農地法を適用を受けない非農地証明願という取扱要綱というのを定めました。この中で括弧1から括弧4までありますが、人為的に無断転用された農地であってもその行為が20年以上経過し、20年というのは民法上の関係です。農業委員会が特に励行上証明書の交付をやむを得ないと認めた場合、発行しても差し支えないということで、ご協議をお願いします。

(15番委員挙手)

議 長 15番委員

1 5 番 委 員 農地は日照条件と用水路だと思います。これさえ揃えばできる。いくら1枚が2反分、3反分あろうが谷間で日が当たらないような所、天水田は農地で使えない、そういうところは外すべきで、文言が現実に合わない所もあると感じていたので、この件については私はいいと思う。

議	長	<p>内規については内規のとおりすることによろしいですか。 (はいの声あり)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p>
議	長	<p>議案第8号 非農地証明願の内規については事務局の説明のとおりこの要綱によって取り扱ってまいります。</p>
議	長	<p>その他</p>
		<p>事務局</p>
事	務	局
		<p>月例報告をします。 4月分の月例報告です。 15日を中心に現地調査行いました。 今日20日が第1回の農業委員会の総会でございます。 24日が4月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。 5月の行事予定です。 15日を中心に現地調査をお願いします。 20日の第2回の農業委員会の総会と書いてありますが訂正をお願いします。21日の木曜日に変更をお願いします。時間は9時からということですが、理由につきましては、20日に農業委員会法の改正の説明会があります。定数の半減とかの説明会があります。 26日が6月の定例常任議員会議ということで鹿児島市であります。 以上です。</p>
事	務	局
		<p>これで、平成27年度第1回農業委員会総会を終ります。 姿勢を正してください。 一同礼。</p>
		<p>終了時間 午前11時3分</p>

